

各 位

上場会社名	ソネット・エムスリー株式会社 (コード番号：2413 東証第一部) (http://www.so-netm3.co.jp)
本社所在地	東京都港区芝大門二丁目5番5号 住友不動産芝大門ビル12階
代表者	代表取締役 谷村 格
問合せ先	取締役 永田 朋之
電話番号	03-5408-0800 (代表)

メビックス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ソネット・エムスリー株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成21年3月2日開催の取締役会において、公開買付けによりメビックス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び公開買付けにおける買付等の期間末日までに対象者が発行している新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」の「②新株予約権」に記載のとおりです。以下「本新株予約権」といいます。）を取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の*発行済株式総数の1.80%（762株）を所有しておりますが、今般、対象者を連結子会社とすることを目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数の上限を設定しておりませんが、応募株券等の総数が*発行済株式総数の48.2%（20,420株）に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の下限を設定しております。すなわち、本公開買付けを行った後において当社が保有する対象者の株式の数が*発行済株式総数の過半数とならない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。*発行済株式総数：「(1)本公開買付けの概要」における「発行済株式総数」は、対象者が平成20年12月12日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成20年10月31日現在の発行済株式総数(39,177株)に、同日現在の本新株予約権が行使されることにより発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数(3,186株)を加えた数となっております。なお、「(1)本公開買付けの概要」以外に記載のある「発行済株式総数」は、特別な注記がない限り、対象者が平成20年12月12日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成20年10月31日現在の発行済株式総数(39,177株)を表しており、また、所有株式数割合はこの発行済株式総数を基に算出されております。

本公開買付けについては、平成21年3月2日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行う旨の決議がなされております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針

当社は、「インターネットを活用して、健康で長生きできる人を一人でも増やし、不必要な医療コストを1円でも減らす」ことを事業目的として掲げ、医療従事者専門サイト「m3.com」の運営と、このサイトを通じて繋がる17.1万人の医師会員を含む、医療従事者会員43万人へのアクセスを基盤として、サービスを開発、提供しています。

一方、対象者は「いのちの大切さを尊重し、臨床試験の新しい仕組みの提供を通じて、医療と国民の健康に貢献する」を企業理念に掲げ、わが国における*エビデンス構築のために実施される多施設共同の大規模臨床研究を支援するツールとして開発した臨床試験支援管理システム「CapTool®」を活用し、質の高いデータを効率的かつ廉価に取得するためのトータルソリューションサービスの提供を行っております。*エビデンス：臨床試験から得られる科学的な根拠

エビデンス構築は医薬品の適正使用や疾患別のガイドライン構築にも有用であり、医療の発展のみならず増大する国民医療費の抑制にも貢献できる重要な手段であると考えられます。しかしながら、医薬品市場規模世界第2位であるわが国において、医薬品や治療法のエビデンス構築は、エビデンス構築のためのノウハウの蓄積やインフラの整備が不十分であったことから、欧米に大きく遅れをとっているのが現状であります。

上記のような環境のもと、当社及び対象者は、業務提携に基づく連携を鋭意進めていく中で、日本でのEBM（Evidence-Based Medicine：科学的根拠に基づく医療）推進になお一層貢献していくことの重要性を確認し、双方のリソースやノウハウを最大限活用し、エビデンスの構築と普及を支援する中心的な企業グループになっていくことで、両社のシナジー効果と中長期的な企業価値を最大化できるとの考えに至りました。

当社では、本公開買付け及び対象者の連結子会社化後、以下の各分野において対象者との連携を強化していくことで、国内におけるエビデンス構築に関するソリューション事業において、圧倒的に差別化されたデファクトスタンダードサービスが構築できると考えております。

- ① より大規模なエビデンスデータのよりスピーディーな収集：当社の運営する「m3.com」の医師会員に対して、大規模臨床研究に参加意欲の高い医師を募集することで、症例獲得を促進し、大規模臨床研究の実施期間の短縮や質の向上を図る。
- ② 製薬企業向けサービス力の強化：当社の持つ製薬企業との強力なネットワークを活用し、新しいエビデンス構築を目的とした疫学研究や製造販売後調査につき対象者と共同で提案型営業を推進する。
- ③ エビデンスデータの医療界への浸透力向上：臨床研究を通じて収集したエビデンスにつき、当社の運営する「m3.com」や「MR君」を通じて迅速かつ的確に発信し伝達していくことで、医療従事者の最適な診療や、治療を支援する。
- ④ 「m3.com」のメディア価値向上：日常的に医師がアクセスする「CapTool®」と「m3.com」の連動や、対象者の著名オピニオンリーダーとの関係を活用し、「m3.com」コンテンツを充実させる。

対象者の経営体制については、当社との連携の状況を踏まえ、今後対象者と協議の上検討していく予定です。

(3) 上場廃止となる可能性及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に上場されております。

しかしながら、当社は本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の定める有価証券上場規定中の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、本公開買付けの完了をもって、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、当社は、対象者との事業上のシナジー効果を最大化するには、対象者を当社の100%子会社とすることが望ましいと考えております。したがって、後述「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」のとおり、本公開買付けの完了時点で上場廃止基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付けの完了後に対象者を100%子会社とする可能性があり、その場合には、上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。

なお、上場廃止後は、対象者株式は東証マザーズにおいて取引することができなくなります。また、後述「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」の完全子会社化手続において対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われず予定です。

しかしながら、本公開買付けの完了時点で対象者が上場廃止基準に該当しない場合で、かつ、本公開買付けの結果を踏まえ、当社が対象者を100%子会社とすることが困難または不相当と判断した場合には、対象者株式の上場を維持する方針です。

(4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、平成21年3月2日に、対象者の筆頭株主である大社 聡氏（11,055株、所有株式数割合28.22%）（以下「大社氏」といいます。）との間で、大社氏が保有する対象者普通株式の全て（前述の11,055株の他、大社氏が保有する新株予約権の全部または一部を行使した場合に取得する普通株式（最大2,040株）を含みます。）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

当社は、本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が20,420株に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の下限を設定しておりますが、買付予定の株券等の数に上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が下限を超える場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。当社は、本公開買付けの結果次第では対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け後の一連の手続き（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により対象者を完全子会社化することを予定しております。この場合の本完全子会社化手続として、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付すること、及び④上記①ないし③を付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、本完全子会社

化手続を実行するに際しては、本株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、⑤本株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記①ないし⑤の手続を行う場合の実施の詳細・時期は現時点では未定です。

本公開買付けが完了し、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、当社は本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別個の種類の対象者株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。また、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付される対象者種類株式の数は本日現在未定ですが、当社が対象者の全ての発行済株式を所有することとなるよう、当社は、対象者に、本公開買付けに応募されなかった当社以外を対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i) 又は(ii) の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

本公開買付けは、本株主総会又は本種類株主総会における本完全子会社化手続に関する対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社による対象者株式の所有割合及び当社以外を対象者株主の対象者株式の所有状況等によっては、当社は、対象者に対し、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付するという上記方法に代えて、対象者と協議の上、会社法の手続に従い、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式

交換（対価として金銭等を交付する場合がありますが、これに限られません。）又は同等の効果を有する他の方法により対象者を完全子会社化する可能性があります。

本公開買付け、本完全子会社化手続又は本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

（６） 公正性を担保するための措置

当社は、ファイナンシャル・アドバイザーとして野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして北村・平賀法律事務所をそれぞれ選任し、両者の助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてまいりました。

当社は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村証券より株式価値算定書を平成21年2月27日に取得し、参考としております（なお、当社は、野村証券からは公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。普通株式の買付価格である1株当たり70,000円は、かかる野村証券による株式価値算定書を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否の見通し、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び対象者の筆頭株主である大社氏との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成21年3月2日開催の取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり70,000円と決定いたしました。なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格70,000円は、対象者普通株式の東証マザーズにおける平成21年2月27日の終値である38,200円に対して83.25%（小数点以下第三位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成21年1月28日から平成21年2月27日まで）の終値の単純平均値44,257円（小数点以下四捨五入）に対して58.17%（小数点以下第三位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成20年11月28日から平成21年2月27日まで）の終値の単純平均値41,898円（小数点以下四捨五入）に対して67.07%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、当社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の2第5項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第8条第5項第3号及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第5条第5項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に本新株予約権も含めております。本新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、本新株予約権の割当を受けた時に対象者の取締役、監査役もしくは従業員であった者は、権利行使時においても、対象者の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するとされています。）が付されております。したがって、当社が本公開買付けにより本新株予約権を買付けたとしてもこれを行使できないおそれがあることから、平成21年3月2日開催の取締役会において、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。なお、本新株予約権はいずれもその行使期間が開始しておりますので、本新株予約権の保有者は、本新株予約権を行使の上、取得した普通株式につき、本公開買付けに応募することが可能です。

一方、対象者の取締役会は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである公認会計士・税理士 松本会計事務所（以下「松本会計事務所」といいます。）を指名し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。また、法務アドバイザーである近藤丸人法律事務所より本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定方法等に係る適法性について法的助言を受けるための依頼を行いました。対象者取締役会は、松本会計事務所より株式価値算定報告書を取得し（なお、対象者は、松本会計事務所からは公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）、本公開買付けに賛同することが対象者の中長期的な企業価値の向上に寄与するかどうかについて慎重に審議を重ねました。松本会計事務所が算定した対象者普通株式の価値評価結果は、以下のとおりです。

i. 市場株価平均法

市場株価平均法に関しては、評価基準日を平成21年2月25日とし過去1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の東証マザーズにおける対象者普通株式の終値を参考に株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を39,050円から44,784円と算定しました。

ii. 類似会社比較法

類似会社比較法に関しては、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を29,361円から56,409円と算定しました。

iii. DCF法

DCF法は、対象者の事業計画に基づき直近のキャッシュ・フローの価値のみではなく将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローの価値を株式評価に取り込むことが出来る手法であり、対象者の企業価値をもっとも適切に評価できる手法として位置付けられています。DCF法に関しては、対象者の事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した平成20年10月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析しており、普通株式の1株当たり価値の範囲を59,066円から75,433円と算定いたしました。

なお、対象者は、本新株予約権については、ファイナンシャル・アドバイザーに価値の算定を依頼していません。

平成21年3月2日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について上記報告書等を参考にしつつ、慎重に検討を重ねた結果、対象者取締役会は、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主各位に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、大社氏を除く全5名の取締役の全会一致で、本公開買付けに賛同する意見を表明しております。なお、対象者は、本公開買付けに応募することを対象者の株主に対して勧めており、また、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては中立的な立場に立ち、本新株予約権の保有者の判断に委ねております。

なお、大社氏は、対象者の代表取締役である一方、筆頭株主（11,055株、所有株式数割合28.22%）として当社との間で本公開買付けに関して交渉し、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結

していることを理由に、利益相反回避の観点から、同取締役会において、本公開買付けに係る議案の審議及び決議には参加していません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	メビックス株式会社	
② 事 業 内 容	IT活用による大規模臨床研究支援事業	
③ 設 立 年 月 日	平成13年5月21日	
④ 本 店 所 在 地	東京都文京区小石川一丁目3番25号 小石川大国ビル	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大社 聡	
⑥ 資 本 金	792,766千円(平成20年10月31日現在)	
⑦ 大株主及び持株比率	大社 聡	28.22%
	増井 喜代司	3.54%
	山元 憲一	3.09%
	資産管理サービス信託銀行株式会社(注)	2.96%
	株式会社大伸社	2.55%
	井上 實生	2.35%
	安部 則孝	2.20%
	大社 紀子	2.03%
	ソネット・エムスリー株式会社	1.48%
	株式会社メディカル・インフォマティクス	0.87%
	(平成20年10月31日現在)	
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	平成21年3月2日現在、当社は、対象者の発行済株式総数の1.95%(762株)を所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は対象者との間で、共同して良質なEBMデータを取得し、広く日本の医療界に浸透させていくことを主たる目的として、平成20年10月16日付けで「臨床研究に関する業務提携基本契約書」を締結しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は、159株であります。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年3月3日(火曜日)から平成21年4月7日(火曜日)まで(25営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)

の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成21年4月14日（火曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

①普通株式	1株につき金70,000円	
②新株予約権	イ 平成14年12月1日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権	1個につき金1円
	ロ 平成16年4月28日開催の対象者臨時株主総会及び平成16年4月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権	1個につき金1円
	ハ 平成16年4月28日開催の対象者臨時株主総会及び平成17年3月31日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権	1個につき金1円
	ニ 平成17年4月16日開催の対象者臨時株主総会及び平成17年4月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権	1個につき金1円
	ホ 平成17年4月16日開催の対象者臨時株主総会及び平成17年4月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権	1個につき金1円
	ヘ 平成17年4月16日開催の対象者臨時株主総会及び平成17年7月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権	1個につき金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

1) 普通株式

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より株式価値算定書を取得しています。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成21年2月27日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	39,050円	～	44,498円
類似会社比較法	25,451円	～	55,754円
DCF法	46,134円	～	72,511円

①市場株価平均法

市場株価平均法に関しては、以下の各期間及び期日における東証マザーズにおける対象者株式の終値又はその平均値に基づき、普通株式1株当たりの価値の範囲を39,050円から44,498円までと分析しています。

株価採用期間及び期日		1株当たり株式価値
直近決算短信公表日以降	平成20年12月8日から 平成21年2月25日まで	42,141円
直近1ヶ月	平成21年1月26日から 平成21年2月25日まで	44,498円
直近1週間	平成21年2月19日から 平成21年2月25日まで	43,090円
評価基準日	平成21年2月25日	39,050円

②類似会社比較法

類似会社比較法に関しては、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を25,451円から55,754円までと分析しています。

③DCF法

DCF法に関しては、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成20年10月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式の1株当たり価値の範囲を46,134円から72,511円までと分析しています。

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書の上記各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否の見通し、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び対象者の筆頭株主である大社氏と協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成21年3月2日開催の取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり70,000円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格70,000円は、対象者普通株式の東証マザーズにおける平成21年2月27日の終値である38,200円に対して83.25%（小数点以下第三位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成21年1月28日から平成21年2月27日まで）の終値の単純平均値44,257円（小数点以下四捨五入）に対して58.17%（小数点以下第三位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成20年11月28日から平成21年2月27日まで）の終値の単純平均値41,898円（小数点以下四捨五入）に対して67.07%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

2) 新株予約権

本新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、本新株予約権の割当を受けた時に対象者の取締役、監査役もしくは従業員であった者は、権利行使時においても、対象者の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するとされています。）が付されております。したがって、当社が本公開買付けにより本新株予約権を買付けたとしてもこれを行使できないおそれがあることから、当社は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と設定しております。

② 算定の経緯

1) 買付価格を決定するに至った経緯

当社は、平成17年4月より対象者と業務提携に基づく連携を鋭意進めてまいりました。その中で、日本でのEBM推進になお一層貢献していくことの重要性を確認し、双方のリソースやノウハウを最大限活用し、エビデンスの構築と普及を支援する中心的な企業グループになっていくことで、両者のシナジー効果と中長期的な企業価値を最大化できるとの考えに至り、平成20年12月下旬より対象者を連結子会社化することについて検討を進め、対象者及び対象者の筆頭株主である大社氏と協議・交渉を重ね、本公開買付けの実施を決定するに至りました。

本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたっては、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券より株式価値算定書を平成21年2月27日に取得しております。

野村證券は市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、株式価値算定書においては、市場株価平均法では39,050円から44,498円、類似会社比較法では25,451円から55,754円、DCF法では46,134円から72,511円のレンジで対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

当社は、野村證券より取得した株式価値算定書を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否の見通し、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び対象者の筆頭株主である大社氏との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成21年3月2日開催の取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり70,000円と決定いたしました。

また、本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格は、当社が本公開買付けにより本新株予約権を買付けたとしてもこれを行使できないおそれがあることから、平成21年3月2日開催の取締役会において、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。

2) 買付価格の公正性を担保するためのその他の措置

上記「1. 買付け等の目的」の「(6) 公正性を担保するための措置」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
20,420(株)	20,420(株)	—(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(20,420株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成20年12月12日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成20年10月31日現在の発行済株式総数(39,177株)に、公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成20年10月31日以降本書提出日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(3,186株)を加え、本書提出日現在当社が保有する株式数(762株)を控除した株式数(41,601株)になります。

(注3) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	762個	(買付け等前における株券等所有割合 1.80%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	20,420個	(買付け等後における株券等所有割合 50.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	39,177個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、買付予定数(20,420株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成20年12月12日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成20年10月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成20年10月31日現在の本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の議決権の最大数(3,186個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を42,363個として計算しております。

(注3) 応募株券等の数の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となります。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,429百万円

(注) 買付代金には、買付予定数(20,420株)に1株当たりの買付価格(70,000円)を乗じた金額を記載しております。

ただし、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、最大買付

数 (41,601株) の全てを買付けた場合の買付代金は、2,912百万円になります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成21年4月14日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成21年4月21日(火曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還します。株式については、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(20,420株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(20,420株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成21年3月3日（火曜日）

(11) 公開買付代理人 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針」及び「(3) 上場廃止となる可能性及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成21年3月2日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明しております。なお、対象者は、本公開買付けに応募することを対象者の株主に対して勧めており、また、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては中立的な立場に立ち、本新株予約権の保有者の判断に委ねております。

また、当社は、平成21年3月2日に、対象者の筆頭株主である大社氏（11,055株、所有株式数割合28.22%）との間で、大社氏が保有する対象者普通株式の全て（前述の11,055株の他、大社氏が保有する

新株予約権の全部または一部を行使した場合に取得する普通株式（最大2,040株）を含みます。）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者は平成21年3月2日に以下の内容の第8期第3四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく第8期第3四半期の対象者の連結損益状況は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規則に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。

(1) 損益の状況 (千円)

累計期間	平成21年4月期 (第8期) 第3四半期
売上高	1,799,106
売上原価	1,214,468
販売費及び一般管理費	620,434
営業外収益	3,624
営業外費用	4,733
四半期純損失(△)	△44,102

(2) 一株あたりの状況 (円)

会計期間	平成21年4月期 (第8期) 第3四半期
1株当たり四半期純利益	△1,125.72
1株当たり配当額	—
1株当たり純資産額	55,568.92

② 対象者は、対象者の「平成21年4月期 配当予想の修正に関するお知らせ」と題する平成21年3月2日付適時開示によれば、本公開買付け後に、当社のリソースやノウハウを最大限に活用しつつ、業界の中で競争を勝ち抜いていくためには、内部留保を高めることが肝要であると判断し、同日開催の対象者取締役会において、平成21年4月期末配当を本公開買付けの成否にかかわらず、無配とする旨の決議を行ったとのこと。

以 上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成21年3月2日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から12時間を経過するまでは、メビックス株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。